長崎地方最低賃金審議会第５回専門部会議事録

（令和８年８月２４日　午後１時50分～午後４時35分）　　部会５

１．開会 林部会長	出席予定の委員の皆さまが全員ご出席のようですので、ただ今から、「長崎地方最低賃金審議会　第５回専門部会」を開催いたします。 初めに、委員の出欠状況について事務局から報告をお願いします。
江上補佐	本日は、専門部会委員９名のうち、公益委員３名、労側委員３名、使側委員３名、計９名の委員にご出席いただいておりますので、審議会令第６条第６項の規定に基づき、専門部会開催に必要な定足数の３分の２以上を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。
２．部会長挨拶 林部会長	それでは、改めまして、委員の皆様方には、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 前回まで繰り返し個別協議を行っていただきましたが、結審には至っていません。 本日は、この専門部会において、個別協議をさらに進めて審議いただき、全会一致での結審を目指していきたいと思っています。 場合によっては、公益委員見解を示させていただくこともあるかもしれませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、議事に入る前に、事務局より、事務連絡等ご説明をお願いします。
木場室長	（他県の発効日決定状況を伝達）
３.議題 （１）長崎県最低賃金の改正について 林部会長	それでは、審議に入ります。 前回までの協議の中で、発効日を含めて意見の一致が見られないということで、継続審議となっています。 前回までの結果では、労働者側から歩み寄っていただいて、91円から81円の提示をいただいています。 発効日については、法定発効を希望する、早期発効を希望するとの主張だったと思います。

	使用者側からは、歩み寄りの気持ちはあるという、ご主張確認がなされたと思います。 当初示された35円から具体的な金額は示されていないものの、歩み寄りの意思表示がされたということです。 また、発効日については、指定日発効で１月２日以降とのご主張だったと確認しています。 当専門部会としましては、できれば、全会一致での合意を希望いたしますが、本日、全会一致となるような、ご意見の提示をいただければ幸いです。 それでは、ご意見の提示をいただきたいと思います。 まず、労働者側からお願いします。
津﨑委員	それでは私の方から、改めて、労働者側の主張をさせていただきたいと思います。 総務省が８月21日に公表しました、全国消費者物価指数は上昇しており、生鮮食品を除く総合指標の伸び率は、２か月連続で拡大をしているということ。 あとは本県においても、食料、ガス代、水道光熱費を中心に総合指数も上昇局面にあり、生活者への家計を圧迫している状況が続いているという状況でございます。 また、先進諸外国と比較すると、日本は男女間賃金格差が大きく、令和７年度最低賃金に関する基礎調査から算出をすると、本県の最低賃金近傍で働く労働者のうち、全就業形態では約74%が女性、パート労働者では77%が女性であるということで、最低賃金引上げは、最低賃金近傍で働く女性の賃金改善に直接つながり、男女間格差の縮小にも寄与することとなり、社会課題を改善するためにも最低賃金の大幅な引上げが必要であると改めて申し上げたいと思います。 一方で、当初予定されておりました今審議会の日程を超えている現在の状況の中で、我々が一貫して主張してきたとおり、最低賃金近傍の労働者の生活を考えると、一日でも早い発効日を目指すことが極めて重要であり、発効日が遅れることは避けたいという我々としての主張でございます。 更には、お互いの立場は違っても、県民に対して公労使が同じベクトルで結果を出したという強いメッセージ、期待感、納得感を与えるためにも採決の場においては全会一致を目指したいという思いは労働者側としてもございます。 改めて、本県における生活者への物価上昇の影響と、賃金格差是正等を勘案した上で目安を踏まえ、歩み寄りの金額として改めて提供させて

	いただきたいと思いますが、300人未満の地場中小企業における連合長崎平均賃上げ額に基づいた額として、今回69円を提示させていただきたいと思います。
林部会長	はい、ありがとうございました。 その他の労働者側委員から補足等ございましたら。
労働者側委員	＜補足等なし＞
林部会長	よろしいでしょうか。 はい。ありがとうございました。 それでは、使用者側からいただきたいと思います。
峯下委員	繰り返しになるのですけれども、第４表のことについて、労働者側委員の方から、言及がないことについては、やはり、すごく違和感がございます。 基本は第４表であるよというところがですね、まず抜けている。 その上で、いろんな指数を引っ張ってきての見解はいいと思うのですけれども、まずは第４表について、どうお考えなのかっていうことをですね、聞かせていただきたかった次第です。 これは前回から変わっておりません。 それはそれとして、不本意ではあるのですけれども。 まあ、第４表からだいぶかけ離れた目安が出ております。 具体的にはですね、全国平均で第４表ベースだと、3.0％というのが、厚生労働省の資料で出ております。 にもかかわらず、目安は政府の骨太方針に配意した結果で4.9％アップの、全国平均ですけれども、 4.9％アップの55円という目安が出ております。 不本意でありますけれども、そういった目安が出ておりまして、地賃の審議、過去を振り返ると、残念ながら目安を下回ったところで決まった実績がございません。 もしくは、目安どおりというところで留まっているのが過去の実績でございます。 従いまして本日は、目安を意識したところで、目安を上回っていいという意味ではありませんけれども、目安を意識したところで個別審議をさせていただきたいと思っております。 あと、発効日ですけど、これも繰り返しになりますけど、先週の土曜日の長崎新聞にも出ておりましたけど、発効日については、全国的に法

	定発効日、もしくは10月発効になっている、他の都道府県の実績が多数上がっております。 　その中の記事を見ると、肝心なところについて記載がされておりません。 　要は、企業側の支払い能力とか、準備期間とか、そういったことを踏まえたマスコミ報道がされておりません。 　過激な、去年の地域間競争の交渉材料に発効日が使われたというふうに書かれておりますけれども、本来は、やはりその最近の大幅な賃金、最賃の増額によって生じている中小・小規模企業の苦しんでいるところ、具体的には、準備期間とか資金繰りとか、就業規則等の改定に、やはりそれ相応の準備期間がいるということで、発効日を、1月というところで申し上げている次第です。 　それとですね、後でご説明があると思いますけど、中小企業景況調査というのを、吉野委員の方から準備いただいていますので、これを見ると、やはり景況感が、全部マイナスになっているというところで、景況感が皆さん悪化しているということで、お話があると思います。
林部会長	はい、ありがとうございます。 　それでは、使用者側委員の補足をよろしいですか。
岩根委員	発効日のところですけど、本年度発効日、法定でっていうのが中央からきていると思うのですけど。 　この令和８年度版最低賃金決定要覧の189ページ「令和５年の目安制度のあり方に関する全員協議会報告のポイント」っていうところで、ちょうど真ん中の辺にですね「発効日とは、審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当」と。要は法定だけじゃなくて、指定日発効できますよというのを周知するのが適当であると。ところが３年経ったら、どうしてかわかりませんが。どうしてそんなに変わったのか。 　で、ましてや法律に規定があるわけですよ。 　そこを無理やり変えようとする中央の考え方が全く意味不明であり、法律違反ではないのか強く思っています。 　それから、地方の最低賃金審議会に決定権は委ねられているわけです。 　目安については、今年も目安にとらわれなくていいよということを改めて言っているにもかかわらず、発効日についてはこっちがいいのだと。 　これは、あまりにも配意しすぎではないでしょうか。 　その点が甚だ疑問でありますので、是非長崎の最低賃金審議会におい

	てはですね、許される限りの方法で柔軟に発効日も含めて検討をお願いしたい。 特に労働者側の皆さんにそれを是非、是非お願いしたいと思っていますので、よろしくお願いたします。 それから、もう一点。 峯下委員の方から第４表に対するコメント、それが労働者側からないのは非常に残念だというふうに毎回言っています。私も相当申し上げています。 それで今日､津﨑委員の方から長崎の連合の調査の300人未満が69円。 今まで目標の数値などから91円、それから81円、69円と。 区分人数ごとのデータが出されており、第４表と同じベースで、取れるのではないかと思うので、参考までに、第４表ベースでの長崎の数字をご開示いただきたい。 これを労働者側が拒むのであれば、公益の方から出した方がいいよというサジェストなりをいただければというふうに思っております。
吉野委員	私の方から配布させていただいた資料についての説明の方をさせていただきます。 ３要素に基づくデータっていうのは第４表ですけれども、それとプラスして本県の中小企業の成長の参考データとして用意させていただきました。 このデータは、本会の上部団体である全国中央会の方から提供していただいた資料の抜粋になっています。 表紙の方に米印で付け加えていますけれども、この中小企業提供調査というものが、中小企業庁と独立行政法人の中小企業基盤整備機構の方が、中小企業の景気動向を総合的に把握することを目的として、全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会の協力を得て実施しているもので、その中の長崎県版なっています。 本来、県別のデータの方が公表されておりませんで、地賃への活用ということで了解をいただいております。 このデータ全国の方では18,834件あって、その中で回答が17,734件だったのですけども、本県では２ページにありますけれども、340件の照会事業所中、335件の事業所から回答を得て、作成しているものです。 ３ページの方をご覧ください。 上の方の上段ですけども、これは４月から６月期の、二重で枠取りしてありますけども、前年同期と比較して好転と回答した企業の割合から、悪化したと回答した企業の割合を引いた指数になっていまして、全産業のところで、前年同期比のマイナス21.4で、前期の１月から３月期と比

	較してもマイナスの17.3というふうになっています。 　また、下段の方の表は比較じゃなく、これは今期について、良いと回答したところから悪化したと回答したところを引いているところで、これは全産業で４月から６月はマイナスの24.1となっています。 　本県は、ほぼ99%は中小企業・小規模事業者になっておりまして、これを見ていただきますと、厳しい状況というのはよくお分かりいただけるかと思っています。 　最低賃金は、そういう企業にも適用される法的拘束力がある制度でございますので、この実態の方をよく見ていただければと思います。
林部会長	ありがとうございました。 　それでは、ただ今労使双方からそれぞれ全体会議でのご意見の提示がありましたが、それぞれ反論があれば一言いただければと思います。 　労働者側委員から何かありますか。 　第４表について一言欲しいっていうことだったのですけど、よろしいですか。
労働者側委員	＜意見なし＞
林部会長	使用者側はもういいですね。 　そしたら、私の方で取りまとめても構わないですか。 　一応確認だけさせていただきます。 　労働者側委員からは、全会一致を希望しておられることも、大変ありがたい一言だったと思います。 　生計費に関しては、消費者物価が上がっているということ。 　それから男女格差ですかね、最低賃金近傍の勤労者が、女性が多いというご指摘がありました。 　発効日については早期発効を希望されるということですね。 　これに対して使用者側委員からは、まず、新しくデータを提供されました、中小零細の長崎県の４－６月から直近の四半期データを提供していただきました。 　全部マイナスということで、パッと見で分かりやすい。 　建設業が一番はっきり出ているということは、読み取れます。 　ご提供ありがとうございます。 　発効日については、特に岩根委員から、各地方において独自に審議できるのだっていうことの確認のご発言があったかと思います。 　峯下委員からは、準備とか資金繰りに必要な期間があるから、指定発効を望みたいと。特に１月ですね、ということだったと思います。

	目安の定義ですけど、中央からの目安構成というのは、第４表が基本になっているのだけど、それだと３％と。 目安では4.9%のこの差の1.9%ポイントというのは、政府による配意が上乗せされているという解釈ができるのじゃないかと。 ただ、そこに、法定または指定日発効についての解釈が、不明瞭というか、はっきり盛り込まれていなかったと思うので。そこは個別協議の中で詰めていければいいかと思っています。 それでは、今日、長くなるかもしれませんけど、よろしくお願いします。 全体会の場で、双方からご意見いただきました。 全会一致でないことは明らかですので、個別協議に入りたいと思います。 それでは、まず初めに、使用者側からやらせてもらっていいですか、個別協議をすることでよろしいでしょうか。 労働者側の皆さん、よろしいですかね。 それでは労働者側委員の皆様は別室へ移動をお願いいたします。
江上補佐	これからは個別協議で非公開となりますので、傍聴の方は控え室への移動をお願いいたします。 なお、三者会議が再開となる場合は、事前にお知らせいたしますので、この会場にお戻りください。
労働者側委員	＜退室＞
	これより 公・使　協　議　　を　３　回、 公・労　協　議　　を　３　回　行う。
	＜個別協議終了、全体協議を再開＞
使用者側委員	＜入室＞

	＜全体協議を再開＞
林部会長	大変お待たせいたしました。 それでは全体協議を再開したいと思います。 本日、労使双方からそれぞれ主張をお聞きしまして、金額並びに発効日について、個別にお話を伺ってきました。 個別協議は、それぞれ３回ずつ実施させていただきました。 その結果、全会一致には至りませんでしたので、継続審議とさせていただきたいと思います。 歩み寄りの具体的な経過を申し上げておきたいと思います。 まず、労働者側の皆様からは冒頭81円であったところ、本日69円の提示があり、その後61円で、かつ、全会一致を希望するというところまで歩み寄っていただきました。 他方、使用者側員からは、当初35円で歩み寄りの可能性があるというところから出発していただきまして。 仮に、公益見解が示された上で、目安どおりのプラス56円であれば賛成するというところまで、双方から歩み寄りが見られたということでございます。 ただいまの私の説明並びに継続審議に関しまして、何かご意見ございますでしょうか。
各委員	＜意見なし＞
林部会長	それでは本日は継続審議といたしまして、次回の専門部会で全会一致に至らない場合には、公益見解をお示しして、採決するということにしたいと思っています。 その後、専門部会報告書を作成の上、開催予定の方針で報告をしたいと思っています。
（２）その他 林部会長	それでは事務局より日程等についてお願いします。
木場室長	次回の専門部会の日程につきましては、明日８月25日（火）午後２時から、この会議室において開催いたしますので、よろしくお願いいたします。 また８月25日に結審した場合には、８月27日（木）の午前10時より

	第３回審議会本審を開催しまして、専門部会報告、本審における採択、答申をいただきたいと予定しております。 この後通知書をお配りしますので、よろしくお願いいたします。
林部会長	ただ今事務局から今後の日程について説明がありました。 次回、第６回ですかね、専門部会は８月25日の午後２時から、この会議室において開催いたします。 以上に関しまして、各委員の皆様から、確認またはご質問等ございますでしょうか。
各委員	＜意見なし＞
林部会長	それでは本日の専門部会の議事録の確認について、公益委員は私、労働者側委員は津﨑委員を、使用者側委員は峯下委員をそれぞれ指名させていたただきますので、よろしくお願いします。 では、これを持ちまして、本日の専門部会は終了とさせていただきます。 お疲れ様でした。